

# 「農家のパーティ」ネットワークまるごと商談会 運營業務委託仕様書

## 1 目的

秋田中央地域地場産品活用促進協議会（以下、「協議会」という。）が主催する「農家のパーティ」ネットワークまるごと商談会において、首都圏等の仕入れバイヤーの招聘、商談マッチング、当日の運営、商談の進捗調査までの業務を委託することを目的とする。

## 2 業務名

「農家のパーティ」ネットワークまるごと商談会 運營業務委託

## 3 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年2月28日(金)まで

## 4 開催概要

- (1) 開催日時  
令和6年10月11日(金) 午前10時～午後4時
- (2) 開催場所  
秋田拠点センターアルヴェ 2階 多目的ホール全面（会場図は別紙1を参照）
- (3) 出展数  
協議会会員（加工事業者）16社を想定
- (4) 招聘する仕入れバイヤー者数  
首都圏（千葉、神奈川、埼玉等）および東北地域から最大7社

## 5 業務委託内容

- (1) 商談会の当日までの運営に関すること
  - ア 首都圏（千葉、神奈川、埼玉等）および東北の仕入れバイヤー（最大7社）を招聘するための交渉をすること。
  - イ 案内チラシデータの作成、仕入れバイヤーへの送付
  - ウ 出展事業者の商品紹介カタログの作成および納品
    - ア 出展事業者と調整を行い作成すること。
    - イ 規格はA4サイズ200部両面印刷(デザイン含む)、中綴じ製本（左綴じ）とすること。
    - ウ 完成前に校正チェックとして、協議会に提出すること。
    - エ 納品期日は、本商談会開催日の20日前とし、協議会事務局へ直接納品すること。
  - エ 協議会が指定する県内の仕入れバイヤーへの案内送付  
チラシと共に案内を郵送すること。案内先は100先程度とする。
  - オ 招聘した着席仕入れバイヤー用の昼食の手配
  - カ 招聘する全ての県外仕入れバイヤーと出展事業者との商談マッチング  
商談時間は、25分×7回転とし、時間割を作成すること。

【時間割】

※10:10 着席		※13:10着席	
1	10:15-10:40	4	13:15-13:50
2	10:55-11:20	5	14:05-14:30
3	11:35-12:00	6	14:45-15:10
昼休憩	12:00-13:15	7	15:20-15:45

キ 招聘する全ての県外仕入れバイヤーの交通費および宿泊費（首都圏のみ1泊2日分）の支払い手続きを行うこと。旅費および宿泊費の算出方法については、別紙2を参考にし、支払いは一律とすること。また、1社につき1名までとすること。

(2) 看板、サイン等の制作

ア 開催案内用立て看板（W約600mm×H約840mm×3枚）

(ア) アルヴェ1階出入口用（秋田駅東口側）

(イ) 2階出入口用（渡り廊下直結）

(ウ) 2階多目的ホール入口用

イ 出展ブース用の社名サイン（出展者数分）

ウ 会場内用横断看板（W5000mm×H900mm×1枚）

エ 出展会場および商談会場のレイアウト図（各パネル1枚）

(3) 会場設営・撤去

ア 設営日時

令和6年10月10日（木）午後2時から午後6時まで

令和6年10月11日（金）午前9時から午前9時40分まで

イ 撤去日時

令和6年10月11日（金）午後4時から午後5時30分まで

ウ 設営、撤去内容

(ア) 開催案内用立て看板の設置（W約600mm×H約840mm×3枚）

a アルヴェ1階出入口用（秋田駅東口側）

b 2階出入口用（渡り廊下直結）

c 2階多目的ホール入口用

(イ) 来場者用受付場所の設営

会場入口に受付用長機の設置（W1,800mm×D450mm×2台）

(ウ) 出展会場の設営（多目的ホールA区画／別紙1参照）

a 展示ブース（出展者用16ブース分）

※1ブース当たり長机（W1,800mm×D450mm×2台）、椅子（4脚）

b 開発商品展示コーナーの設置（W1,800mm×D450mm×6台）

c 会場内用横断看板（W5000mm×H900mm×1枚）

d 各出展事業者の社名サイン

e 出展ブース用バックパネルの設置（1ブースにつき1枚）

f 電気器具等に必要な配線工事

g 展示に必要な冷凍庫（1台）

h 出口横にアンケート記載用の長机（W1,800mm×D450mm×2台）

- (エ) 商談会場の設営（多目的ホールB区画／別紙1参照）
  - a 会場内の順路やブース配置図（パネル等）を掲示すること。
  - b 商談用ブースを最大10区画設置すること。  
※1ブース当たり机1台（備え付け）、椅子4脚
  - c 招聘バイヤーの社名サインを設置すること。
- (オ) その他
  - a 設営ブース等の撤去及び清掃等による原状復帰を行うこと。
  - b 会場等利用料金の支払いおよび清算を行うこと。
- (4) 商談会当日について
  - ア 協議会が招待した県内の仕入れバイヤーへの駐車料金の支払い（最大3社分）
  - イ 首都圏の仕入れバイヤーとの商談会場におけるタイムキーパーの設置とマッチングの進行
  - ウ 出展者および仕入れバイヤー用アンケートの配布・回収・取りまとめ
- (5) 感染症対策について
  - ア 受付および展示ブースへの手指消毒アルコールの設置

## 6 業務完了報告書

本業務の全ての業務完了後に、業務の実施状況が確認できる写真等の記録およびアンケート結果を添付のうえ、業務完了報告書を提出すること。

## 7 その他、特記事項

- (1) 受託者は業務の遂行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 本業務に際し、必要な一切の費用は当初の契約金額に含むものとする
- (3) 事業実施に際して、協議会の指示があった場合は、その指示に従い作業を進めるとともに、協議会はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (4) 本業務の成果物の所有権や著作権は、原則としてすべて協議会に帰属するものとする。
- (5) 実施内容の変更等を含め、受託者は、協議会と十分に協議を行い、円滑に業務を実施すること。
- (6) 契約締結後の事情により、委託業務の内容を変更することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、協議会と協議して書面によりこれを定めるものとする。